

## 香川高等専門学校特命教員に関する規程

平成27年6月25日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号に規定する特命教授，特命准教授及び特命助教（以下「特命教員」という。）については，機構非常勤教職員就業規則に定めるもののほか，この規程に定めるところによる。

(資格)

第2条 本校の特命教員となることができる者は，本校の機構非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号に規定する業務に従事するために必要な専門的知識，経験，技術等の基準を満たす者とする。

2 前項の必要な専門的知識，経験，技術等の基準については，別に定める。

(選考)

第3条 特命教員の選考は，副校長から推薦された特命教員候補者について，人事委員会で行う。

2 前項の選考は，本校の財政状況を勘案し，最小限の数について行う。

(採用)

第4条 特命教員の採用は，前条の選考により，校長が行う。

(任期)

第5条 特命教員の任期は，当該年度内とする。

2 特命教員の雇用上限年齢に関しては，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則に定められている年齢と同様とする。

3 代替の特命教員の確保が困難な場合であって，協議のうえ校長が必要と認める場合は，前項を適用しないことができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については，その都度，事前に協議して決定する。

附 則

この規程は，平成27年6月25日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年10月13日から施行する。